

学生及び保護者・学費負担者の皆様

**新型コロナウイルス感染症等予防のための学生生活ガイドライン ver2  
(2023年5月8日より実施)**

校 長

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更される予定です。同日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることが基本となります。本校もそれに合わせ、個人が自主的に感染対策に取り組んで頂くこととなりますが、感染力の強い感染症であることや集団生活の場であることを踏まえ、引き続き必要な感染防止対策を講じることにします。記載されている各項目を確認の上、学校生活において遵守してください。

## **I. 感染対策について**

### **1. 十分な換気**

可能な限り常時（エアコン稼働時も同様）換気を行うこと。教室などにおいては、出入口を20cm程度、窓を10cm程度開けておくこと。換気装置もONとしておく。常時換気が困難な場合は、こまめに換気を行うこと。CO<sub>2</sub>センサーが1000ppmを超えないように注意すること。

### **2. 手洗い励行**

こまめな手洗いと手指消毒すること。教室入口、共用施設入口などでの消毒液の配備は継続するので活用すること。特に、情報処理演習室、実験室など共有物品に触れた際は授業前後に、また、食事の前後についても手洗いをすること。

### **3. 人と人との距離の確保**

**感染拡大時には、一時的に人と人が触れ合わない距離での間隔の確保を指示するので、協力すること。**

### **4. 咳エチケットの継続、必要に応じたマスクの着用**

マスク、ハンカチ、ティッシュを携帯し、咳エチケットを守ること。人と人との距離の確保が難しい場合や感染が拡大している状況ではマスクの着用を教職員が求めることがある。通学で電車、バス等の公共交通機関を利用する場合、車内では感染リスクを下げるマスク着用を推奨する。

### **5. 健康管理の継続**

登校前に「発熱等の風邪症状」（37.5度以上の発熱、のどの痛み、咳、強い倦怠感や息苦しさ、寒気、筋肉痛、味覚異常、嗅覚異常、頭痛、嘔吐、下痢などの健康上の不調）がないことを確認し、異常がある場合は、登校を取りやめ、必要に応じて医療機関を受診すること。

### **6. 身近に感染者が発生した場合の対応**

第5類への移行に伴い、濃厚接触者の特定は実施しない。同居家族等、身近な者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、**まず、可能であれば部屋を分け、感染した家族等の世話はできるだけ限られた者で行うことを勧める。**その上で、外出する場合は、発症日を0日として、特に5日間は自身の体調に注意すること（7日目までは発症する可能性があることに留意する）。この間は、手洗い等や換気等の基本的感染対策のほか、**ウイルス排出の可能性があることから、高齢者等ハイリスク者と接触は控える、不織布マスクの着用や食事中など周りの方へうつきないように配慮を行い、自身が感染していた場合でも感染の拡大につながらないような行動を心掛けること。**

### **7. 課外活動（クラブ活動）での感染対策**

クラブ活動等においては、上記1～6の対策をとりつつ活動を行う。コロナ感染対策に係る同意書、チェックシートの提出は求めない。各種大会では、大会主催者の指示に従うこと。

### **8. 寮生活での感染対策**

基本的には、上記1～6の対策をとるが、集団生活の場であるため、寮としての感染防止対策を別途定めるので、それに従うこと。

## 9. 研究活動での感染対策

基本的には、上記1～6の対策を取りながら研究活動を実施すること。海外への渡航などは特に制限しないが、感染拡大地域への渡航の際には、帰国後の健康観察に特に留意すること。

## 10. 感染拡大防止措置

「新型コロナウイルス感染防止のための奈良工業高等専門学校<sup>の</sup>活動基準表」、「新型コロナウイルス感染防止のための奈良工業高等専門学校<sup>の</sup>学生活動基準表」、「課外活動ステップ表」は、第5類移行に伴い廃止するが、学内外の感染者の拡大が発生した場合は、上記活動基準表等に準ずる活動制限を実施するなどの感染拡大防止対策を行うことがある。

## II. 公欠の取り扱い

### 1. 新型コロナウイルス感染症等の特例の廃止

「新型コロナウイルス感染症等による出席停止等の取扱いについての申合せ」は廃止し、「新型コロナウイルス感染症等による公欠願」の様式も廃止する。

### 2. 今後の公欠の扱い

今後は学生本人が感染した場合、およびワクチン接種副反応による体調不良（試験期間中を除く）のみ公欠を認めることとし、同居家族の感染、風邪症状、ワクチン接種、感染不安等による欠席は公欠として認めない。

### 3. 感染が判明した場合の出席停止期間について

新型コロナウイルス感染症の場合の出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とする。ただし、医師の指示がある場合はそれに従う。ここで、「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から数えること。

なお、新型コロナウイルス感染症の発症後10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクの着用、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮する。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がける

なお、インフルエンザの場合は発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまでとコロナウイルス感染症とは扱いが違うので注意すること。

### 4. 公欠の手続き方法について

公欠手続きは、インフルエンザ罹患と同様とする。医師の診断書もしくは証明書（学校感染症用）を添えて登校できるようになってから1週間以内に、欠席届を学生課教務係まで提出すること。期限内に提出されない場合は公欠を認めない。また、ワクチン接種副反応による体調不良については、ワクチン接種証明のコピーなどの提出が必要である。詳しくは、保健室のHP（<https://www.nara-k.ac.jp/life/shien/health/>）を参照すること。なお、証明書（学校感染症用）および欠席届の様式は、保健室のHPにあるが、ダウンロードできない場合などは、学生課で入手すること。また、奈良高専 HP 学生生活>各種届出書類>3)届け出について、学生生活のしおり p.32 2. 学習に関すること (4)欠席・欠課などについて <感染症による欠席>にも説明が記載されている。

### 5. 医療機関受診前の公欠扱いについて

**自主的に実施した**市販の検査キットを使った検査で陽性の結果が出た場合は、無症状であっても自宅などで待機すること。市販の検査キットを使用する場合、国の承認が得られている「体外診断用医薬品（医療用）」か「第一類医薬品（一般用）」を用いること。検査結果で陽性になったことを証明する写真（使用した検査キットの箱などを写真、検査結果の写真等）を提出することで、医療機関の診察結果が出るまでは公欠扱いとする。その後、

出席停止の公欠扱いにするためには、医療機関の受診が必要である。医師による診断で感染しているとなれば公欠とするので、4. の手続きをとること。感染していない場合は、その時点で公欠の適用は外れる。市販のキットで陽性が出てから、原則、2日以内に受診すること。（日曜日・祝日などはカウントしない）

在校中に発熱して、学校（保健室）の判断で帰宅させた場合も、診察結果がでるまでは公欠扱いとする。（以前よりインフルエンザで同様の取り扱いをしている。）上記と同様、原則、2日以内に受診すること。

#### 6. 定期試験の追試験による成績評価について

公欠、病気、忌引きなどで試験が受けられない場合、追試験を受験できる。追試の評点は最高80点となっているが、感染症予防にかかる出席停止（インフルエンザ、新型コロナ感染症罹患等）または警報発表に該当する場合は、最高100点の評価で追試験を行うことになっている。（学生生活のしおり 学生生活のしおり p.47

3. 試験に関すること (2)追試験について ) コロナ対策のため特例として、令和4年度までは、コロナの診断書がなくて風邪症状で定期試験を欠席した場合も、一定の条件を満たせば100点満点の評価として取扱っていたが、その取扱いは廃止する。今後は、コロナ以前の取り扱いに戻し、感染症予防にかかる出席停止と警報発表のみを100点満点での追試験実施とする。感染症予防にかかる追試験の場合、医師の診断書もしくは証明書（学校感染症用）が必要である。なお、追試験の手続きでは、新型コロナ感染症にかかわらず試験が受けられなかった理由を証明するもの（欠席届、公欠願、診断書、薬袋など）の提出が必要なため、体調不良が理由の場合は病院を受診すること。